

黒潮町事業復活支援金給付要綱

(令和4年3月24日告示第22号)

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している事業者に対して、対象期間における影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える黒潮町事業復活支援金（以下「町支援金」という。）を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 令和3年11月から令和4年3月までの期間をいう。
- (2) 基準期間 平成30年11月から平成31年3月まで、令和元年11月から令和2年3月まで又は令和2年11月から令和3年3月までの期間のうち、申請者が選択するいずれかの期間をいう。
- (3) 個人事業収入 個人事業収入は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書（以下「個人確定申告書」という。）の第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の考え方によるものとし、確定申告の義務がない、その他合理的な事由により個人確定申告書を提出できないものと町長が認める年分については、市町村民税・道府県民税申告書（以下「住民税申告書」という。）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載される額と同様の考え方によるものとする。
- (4) 法人事業収入（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書（以下「法人確定申告書」という。）の別表1における「売上金額」欄に記載される額と同様の考え方によるものとする。
- (5) 候補月 対象期間内のいずれかの月であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、基準期間の同じ月と比較して、月間の個人事業収入又は法人事業収入が20パーセント以上30パーセント未満で減少した月をいう。
- (6) 対象月 候補月のうちから申請者が選択する一月をいう。
- (7) 基準月 基準期間の対象月と同じ月をいう。

(給付対象者)

第3条 町支援金の給付対象となる事業者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和元年以前から事業を行っており、次のアからウまでに掲げるいずれかに該当する者

- ア 町内に住所を有している個人事業者
 - イ 町内で事業所を運営している個人事業者
 - ウ 町内に本社又は本店を有している法人
- (2) 対象期間内に候補月が存在すること。
- (3) 町支援金の受給後も事業活動を継続する意思があること。
- (4) 次のアからオまでに掲げるいずれにも該当しないこと。
- ア 次の(ア)から(ク)までに掲げる公的要素が高い事業者
 - (ア) 銀行
 - (イ) 信用金庫
 - (ウ) 郵便局
 - (エ) 商工会
 - (オ) 農業協同組合
 - (カ) 漁業協同組合
 - (キ) 森林組合
 - (ク) 社会福祉協議会
 - イ 宗教上の組織又は団体
 - ウ 令和3年11月から令和4年3月までの期間において、一月の売上が国の事業復活支援金の対象となる事業者
 - エ 別表に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
 - オ その他町支援金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する事業者
- (町支援金の額)

第4条 町支援金の給付額は、予算の範囲内において次の各号により算定する。

- (1) 前条第1号ア及びイに掲げる個人事業者の町支援金の額は、20万円を超えない範囲で、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれのア又はイに定める方法により算定した額
- ア 個人事業者のうち青色申告（所得税法第2条第1項第40号に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）による申告を行った者 基準期間の個人事業収入から対象月の月間の個人事業収入に5を乗じて得た金額を減じた額
 - イ 個人事業者のうち白色申告（個人確定申告書のうち青色申告を除くものをいう。以下同じ。）及び住民税申告書による申告を行った者 基準期間の11月を含む年の年間の個人事業収入を12で除して得た額に2を乗じて得た額と基準期間の1月を含む年の年間の個人事業収入を12で除して得た額に3を乗じて得た額を合計した額から対象月の月間の個人事業収入に5を乗じて得た金額を減じた額
- (2) 前条第1号ウに掲げる法人事業者の町支援金の額は、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超えない範囲で、基準期間の法人事業収入から対象月の月間の法人事業収入に5を乗じて得た金額

を減じた額

ア 法人事業者の基準月をその期間内に含む事業年度（以下「基準月事業年度」という。）の年間の法人事業収入（基準月事業年度に含まれる月数（含まれる月は操業日数にかかわらず1箇月とみなす。以下同じ。）が12箇月に満たない場合は、基準月事業年度の法人事業収入を当該月数で除し12を乗じて得た金額とする。以下同じ。）が1億円以下の場合 40万円

イ 法人事業者の基準月事業年度の年間の法人事業収入が1億円超5億円以下の場合 60万円

ウ 法人事業者の基準月事業年度の年間の法人事業収入が5億円超の場合 100万円

2 町支援金は、同一の申請者につき一度に限るものとする。

（申請期間）

第5条 町支援金の申請期間は、令和4年4月1日から同年9月30日までとする。

（給付申請）

第6条 町支援金の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、黒潮町事業復活支援金給付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて町長へ申請するものとする。

（1） 黒潮町事業復活支援金の給付申請に係る誓約書（様式第2号）

（2） 次のア又はイの区分に応じ、当該区分に掲げる者の確定申告書等の写し

ア 個人事業者 次の（ア）から（ウ）までに掲げるもののいずれかとする。

（ア） 青色申告の者 基準期間をその期間内に含む全ての年分の個人確定申告書第一表の写し及び所得税青色申告決算書の控え

（イ） 白色申告の者 基準期間をその期間内に含む全ての年分の個人確定申告書第一表の写し

（ウ） 住民税申告の者 居住地の基準期間をその期間内に含む全ての年分の住民税申告書

イ 法人事業者 次の（ア）及び（イ）に掲げるもの

（ア） 基準期間をその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書別表1の写し及び法人事業概況説明書の写し

（イ） 申請者の履歴事項全部証明書（提出時から3箇月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの）

（3） 対象月の月間の個人事業収入又は法人事業収入が確認できる帳簿等の写し

（4） 申請者名義の振込口座の通帳の写し

（5） 本人確認書類（運転免許証、健康保険証又はマイナンバーカード等）の写し

（6） その他町長が必要と認める書類

（誓約事項）

第7条 申請者は、次の各号のいずれにも誓約し、黒潮町事業復活支援金の給付申請に

係る誓約書を提出した者でなければ、町支援金を給付しない。

- (1) 第3条の給付対象者の要件を満たしていること。
- (2) 町支援金の支給を受けた後も事業を継続する意思があること。
- (3) 前条の規定により申請した情報に虚偽のないこと。
- (4) 町支援金に係る関係書類を7年間保存すること。
- (5) 町長の求めに応じて、前号で保存している情報を速やかに提出すること。
- (6) 町長が第12条の規定により行う事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
- (7) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報及び提出書類等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない町支援金を受け、又は受けようとすることをいう。以下同じ。）等が発覚した場合には、第13条第2項の規定に従い町支援金の返還等を行うこと。
- (8) この告示の規定に従うこと。

（支給の決定）

第8条 町長は、第6条の申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、適当と認める場合は町支援金の支給の決定を行い、黒潮町事業復活支援金支給決定通知書（様式第3号）により、適当と認めない場合は町支援金の不支給の決定を行い、黒潮町事業復活支援金不支給決定通知書（様式第4号）により申請者に速やかに通知するものとする。

（町支援金の支給）

第9条 町長は、前条の規定により町支援金の支給を決定したときは、町支援金の支給の決定をした申請者（以下「支給決定者」という。）に速やかに支給するものとする。

（事業者への周知）

第10条 町長は、黒潮町事業復活支援金の実施に当たり、給付対象者の要件、町支援金の額、申請期間等の事業の概要について、広報その他の方法による事業者への周知を行う。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 支給決定者は、町支援金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（調査）

第12条 町長は、必要があると認める場合は、支給決定者に対して関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査等の調査を行うことができる。

（町支援金の取り消し及び返還）

第13条 町長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、町支援金の支給の決定を取り消し、黒潮町事業復活支援金支給決定取消通知書（様式第5号）によ

り当該支給決定者に通知するものとする。

(1) 第6条の規定により黒潮町事業復活支援金給付申請書に添付した黒潮町事業復活支援金の給付申請に係る誓約書の内容に違反したと認められるとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったと判明したとき。

2 町長は、前項の規定により町支援金の支給の決定を取り消した場合において既に町支援金が交付されているときは、当該支給決定者に対し、その全部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定については、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

- | |
|---|
| <p>1 暴力団（黒潮町暴力団排除条例（平成22年黒潮町条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>2 条例第11条の規定に違反した事実があるとき。</p> <p>3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。</p> <p>4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</p> <p>9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又</p> |
|---|

は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10 その役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。